

I 調査の概要

1 調査の目的

近年、非正社員の増加傾向にみられるように、就業形態の多様化が進んでいることから、長野県内の事業所における正社員・非正社員の処遇に関する実態調査及び非正社員の意識調査を行い、労働行政の基礎資料とするほか、県内事業所や労働者へ労働環境の実態を周知する。

2 調査の範囲及び対象

- (1) 範囲地域 県内全域
- (2) 産業 9業種
建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、サービス業
- (3) 対象事業所 上記(1)(2)に属し、常用労働者10人以上を雇用する事業所 3,752事業所(業種別、事業所規模別に層化して無作為に抽出)
有効回答数 1,482事業所【回収率 39.5%】
- (4) 労働者 上記(3)により抽出した事業所に雇用されている非正社員 349事業所の2,065人(事業所調査の依頼先にて個人調査の了解を得た数)
有効回答数 949人【回収率 46.0%】

3 主な調査事項

- (1) 事業所調査
- ① 就業形態別の雇用状況
 - ② 非正社員の雇用理由
 - ③ 非正社員雇用の課題
 - ④ 非正社員に適用される制度
 - ⑤ 所定内労働時間の状況
 - ⑥ 非正社員に対する待遇
 - ⑦ パート労働者の休暇等
 - ⑧ 労働者の採用時における賃金決定基準
 - ⑨ 正社員への転換制度
 - ⑩ 正社員・非正社員への能力開発
 - ⑪ 3年後の正社員・非正社員の雇用数の変化

- (2) 個人調査
- ① 勤務先での勤続年数
 - ② 1日の平均的所定労働時間
 - ③ 1ヶ月間の平均的な残業時間
 - ④ 休暇の形態
 - ⑤ 賃金額の算定基礎
 - ⑥ 平成19年9月に支給された1か月間の賃金総額
 - ⑦ 現在の就業形態を選択した理由
 - ⑧ 就業形態の満足度
 - ⑨ 各種制度の整備
 - ⑩ 能力開発制度
 - ⑪ 正社員への転換制度
 - ⑫ 自分に合った就業形態
 - ⑬ 最近耳にする「労働者が働く環境」における話題等で、心配事や不安に思っていること

4 調査の実施期間

- (1) 事業所調査 平成19年9月1日現在
(2) 個人調査 平成19年10月1日現在

5 調査機関

長野県社会部労働福祉課 ー 調査対象事業所（事業所経由で従業員）

6 調査の方法

- (1) 事業所調査 抽出した事業所に調査票を郵送し、労政事務所に返送いただき回収。
(2) 個人調査 事業所調査票の返送事業所で、個人調査に協力いただける事業所に調査協力人数分の個人調査票を郵送し、労政事務所に返送いただき回収。

7 統計表に記入している符号等

- (1) 「-」は、該当数値のないものを表す。
(2) 構成比の合計は、四捨五入の結果 100.0 にならない場合がある。また、複数回答の場合は、100.0 を超える場合がある。

II 主な用語の説明

1 正社員【() は、個人調査用】

雇用している（されている）労働者で、雇用期間の定めのない労働者。正規労働者とか正規雇用者とも呼ばれている。（パート労働者や他企業への出向者等を除く。）

2 非正社員

正社員以外の労働者（契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者、臨時的雇用者、パート労働者、請負社員、その他）をいう。

(1) 契約社員

専門的能力の発揮を目的とし雇用期間を定めて契約する労働者

(2) 嘱託社員

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で雇用する労働者

(3) 出向社員

他企業より出向契約により出向してきている労働者

(4) 派遣労働者

「労働者派遣法」に基づく派遣元事業主から派遣された労働者

(5) 臨時的雇用者

雇用期間が1か月以内の労働者又は日々雇用している労働者

(6) パート労働者

正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない労働者で、雇用期間は1か月を超えるか定めのない労働者。（パートタイム、パートタイマー、アルバイトなどとも称される労働時間が正社員なみの労働者も含む。）

(7) 請負社員

業務請負契約により、事業所で働いている労働者

(8) その他

上記以外の労働者

3 調査結果利用上の注意

- (1) 上記1, 2の「用語」における就業形態の定義は、「平成15年就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省）」において定めたものを参考に当県にて請負社員を追加し若干加工している。